

論文委員会規程

制定：平成18年6月30日

(目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、本会に投稿される論文等に関する規定とその運用に関する基本事項を定める。

(役割)

第2条 本委員会の役割は、次のとおりである。

- (1) 本会の学会誌「保全学」に掲載する論文等の校閲及び掲載の採否の決定を行う。
- (2) 前項に付随する「論文等に対する投稿規程」などの事項の立案、制定、運営を行う。

(組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。自他の推薦を受けて本委員会で審議し決定のうえ、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

(運営)

第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第6条 本委員会は、必要に応じて適宜開催する。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第7条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。

第8条 その他の運営に必要な事項は、運営内規に定める。

(論文と審査)

第9条 論文等は、原則として「保全学」誌に掲載する。論文等は、保全学の体系化、方法論、実施例に加え、保全に関わる破損現象、検査工学、規格・基準の考え方、保全と社会との係わりに関する考え方などを対象とする。

第10条 論文等の種類は、学術論文、技術論文、分析論文、研究ノート、技術ノート、分析ノート等とし、校閲を経て「保全学」誌に掲載する。

第11条 会員が、「保全学」誌に論文等を投稿しようとするときは、別に定めた「論文等に対する投稿規定」により執筆し、本会に提出しなければならない。

第12条 論文等の提出があったときは、委員長は担当論文委員を決め、担当論文委員の依頼する2名の校閲者の校閲を経、委員会でその採否を決定する。

第13条 2名の校閲の後、採否の決定が困難であると担当論文委員が判断した場合には、担当論文委員は第3番目の校閲者を選任し、その校閲を経て、最終的に委員会で採否を決定する。

第14条 本委員会は、やむを得ないと認めた場合には、論文等の発表を拒み、または内容の改訂を求めることができる。

第15条 論文等の投稿料は、投稿規定に従い著者負担とする。

第16条 論文等の受理年月日は、本会で事務局が受け付けた日とする。

第17条 「保全学」誌に掲載された論文等の著作権は、本会に帰属する。

第18条 原著者が、論文等の全文または一部を複製、翻訳・翻案等の形で著作物以外に利用する場合、本会はこれを妨げない。ただし、全文を複製の形で他の著作物に利用する場合は、事前に本会へ文書で申し出てその承諾を得なければならない。

(議事録の作成)

第19条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第20条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第21条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（2020年6月29日） この変更規程は、2020年6月29日から施行する。